

令和4年9月1日

阿南市内各小中学校 保護者様

阿南市教育委員会

濃厚接触者の待機期間の見直しに係る児童生徒への対応について

文部科学省および徳島県教育委員会より、濃厚接触者の待機期間の見直し等についての連絡がありました。つきましては、国および県の方針を鑑み、阿南市各校において、濃厚接触者となった児童・生徒が待機期間を短縮する場合は、次のとおりの対応といたします。ご理解・ご協力をお願いいたします。

○児童生徒が濃厚接触者に特定された場合の待機期間は、最終曝露日（感染者と最終接触した日）を0日目として、5日間（6日目に解除）とします。

○ただし特例として、最終曝露日（感染者と最終接触した日）を0日目として、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とします。

【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・待機期間を短縮して登校等を希望する場合は、事前に学校に連絡し、その必要性等についてご相談ください。
- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、自費検査となります。
(県による無料検査は、待機期間を短縮するためには利用できません。)
- ・薬事承認された検査キットの使用が必要です。
(国の承認を受けた抗原定性検査キットは、「体外診断用医薬品」の表示があります。)
※別紙「新型コロナウイルスの抗原検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください！」を参照ください。
- ・待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はありません。
- ・児童生徒が登校するに当たって、陰性証明は必要ありません。
- ・検査結果が陰性であっても、症状がある場合は、登校等を控えてください。
- ・解除後も7日間を経過するまでは、一定の発症リスクが残存していることから、検温などで健康状態を確認してください。また、感染した場合に重症化するリスクが高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用等の感染対策を行ってください。
- ・未就学児（幼稚園児等）は、検査キットを用いることが想定されていないため、検査による待機期間の短縮はできません。